

サービス種別	職種	人員基準（員数部分のみ抜粋）	パターン	記載例	備考
訪問介護	サービス提供責任者	利用者の数が40又はその端数を増すごとに1以上	利用者数により変動	【利用者45人の場合】 2人以上	利用者に応じた数とすること。
	訪問介護員等	常勤換算方法で2.5以上	変動なし	常勤換算方法で2.5人以上 または 2.5人以上（常勤換算方法）	常勤換算方法である旨を記載すること。
訪問入浴介護	看護職員	1以上	変動なし	1人以上	
	介護職員	2以上	変動なし	2人以上	
訪問看護（ステーション）	看護職員	常勤換算方法で2.5以上	変動なし	常勤換算方法で2.5人以上 または 2.5人以上（常勤換算方法）	常勤換算方法である旨を記載すること。
	理学療法士・作業療法士・言語聴覚士	相当数	相当数	【配置している場合】 1人以上	「相当数」という記載は不可。配置する場合は「1人以上（実態に合わせて1以上の数字でも可）」とし、配置しない場合は記載しないこと。
訪問看護（病院）	看護職員	相当数	相当数	【配置している場合】 1人以上	「相当数」という記載は不可。配置する場合は「1人以上（実態に合わせて1以上の数字でも可）」とし、配置しない場合は記載しないこと。
訪問リハビリテーション	医師	1以上	変動なし	1人以上	
	理学療法士・作業療法士・言語聴覚士	1以上	変動なし	1人以上	
居宅療養管理指導（病院・診療所）	医師・歯科医師	1以上	変動なし	1人以上	
	薬剤師・歯科衛生士・管理栄養士	相当数	相当数	【配置している場合】 1人以上	「相当数」という記載は不可。配置する場合は「1人以上（実態に合わせて1以上の数字でも可）」とし、配置しない場合は記載しないこと。
居宅療養管理指導（薬局）	薬剤師	1以上	変動なし	1人以上	
通所介護	生活相談員	サービス提供時間に応じて1以上	変動なし	1人以上	
	看護職員	単位ごとに1以上	変動なし	【2単位の事業所の場合】 1単位目：1人以上 2単位目：1人以上	複数単位がある場合には、単位ごとに記載すること。
	介護職員	利用者の数が15人までは1以上、利用者の数が15人を超える場合には前述の数に加え、利用者の数が1増すごとに0.2を加えた数以上	利用者数により変動	【1単位目：利用者28人、2単位目：利用者20人の場合】 1単位目：3.6人以上 2単位目：2人以上	営業日あたりに最低基準となる介護職員数を記載すればよい（小数第1位まで記載する方法も可）。複数単位がある場合には、単位ごとに記載すること。
	機能訓練指導員	1以上	変動なし	1人以上	
通所リハビリテーション	医師	1以上	変動なし	1人以上	
	理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・看護職員・介護職員	合計数は利用者の数を10で除いた数以上 うち理学療法士・作業療法士・言語聴覚士の数は利用者の数を100で除いた数以上	利用者数により変動	【1単位目：利用者40人、2単位目：利用者10人の場合】 1単位目：4人以上（うち理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士：1人以上） 2単位目：1人以上（うち理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士：1人以上）	複数単位がある場合には、単位ごとに記載すること。 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の内数を記載すること。
短期入所生活介護	医師	1以上	変動なし	1人以上	
	生活相談員	常勤換算方法で利用者の数が100又はその端数を増すごとに1以上	利用者数により変動	【利用者30人の場合】 常勤換算方法で1人以上 または 1人以上（常勤換算方法）	常勤換算方法である旨を記載すること。
	介護職員・看護職員	常勤換算方法で利用者の数が3又はその端数を増すごとに1以上	利用者数により変動	【利用者30人の場合】 常勤換算方法で10人以上 または 10人以上（常勤換算方法）	常勤換算方法である旨を記載すること。 本体施設と併設している場合は、「本体施設との合計数を記載した上で、本体を含む数である旨」または「本体施設との合計数から差分した数」を記載すればよい。
	栄養士	1以上	変動なし	1人以上	
	機能訓練指導員	1以上	変動なし	1人以上	
特定施設入居者生活介護	調理員その他従業者	相当数	相当数	【配置している場合】 1人以上	「相当数」という記載は不可。配置する場合は「1人以上（実態に合わせて1以上の数字でも可）」とし、配置しない場合は記載しないこと。
	生活相談員	常勤換算方法で利用者の数が100又はその端数を増すごとに1以上	利用者数により変動	【利用者30人の場合】 常勤換算方法で1人以上 または 1人以上（常勤換算方法）	常勤換算方法である旨を記載すること。
	看護職員・介護職員	合計数は常勤換算方法で利用者数に応じて3:1	利用者数により変動	【利用者30人の場合】 介護職員・看護職員：常勤換算方法で10人以上（うち看護職員が常勤換算方法で1人以上） または 介護職員：常勤換算方法で9人以上 看護職員：常勤換算方法で1人以上	常勤換算方法である旨を記載すること。 介護職員と看護職員の合計数を記載し、看護職員の内数を記載する方法と介護職員と看護職員を分割して記載する方法のどちらでもよい。
	看護職員	常勤換算方法で利用者数に応じて変動	利用者数により変動		
	機能訓練指導員	1以上	変動なし	1人以上	
福祉用具貸与	計画作成担当者	1以上	変動なし	1人以上	
	福祉用具専門相談員	常勤換算方法で2以上	変動なし	常勤換算方法で2人以上 または 2人以上（常勤換算方法）	常勤換算方法である旨を記載すること。
特定福祉用具販売	福祉用具専門相談員	常勤換算方法で2以上	変動なし	常勤換算方法で2人以上 または 2人以上（常勤換算方法）	常勤換算方法である旨を記載すること。
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	オペレーター	必要数	必要数	1人以上	
	訪問介護員等	必要数	必要数	1人以上	
	看護職員	常勤換算方法で2.5以上	変動なし	常勤換算方法で2.5人以上 または 2.5人以上（常勤換算方法）	常勤換算方法である旨を記載すること。 連携した指定訪問看護事業所が訪問看護サービスの提供を行う場合には、その旨を記載することが望ましい。
地域密着型通所介護	理学療法士・作業療法士・言語聴覚士	相当数	相当数	【配置している場合】 1人以上	「相当数」という記載は不可。配置する場合は「1人以上（実態に合わせて1以上の数字でも可）」とし、配置しない場合は記載しないこと。
	生活相談員	サービス提供時間に応じて1以上	変動なし	1人以上	
	看護職員	単位ごとに1以上	変動なし	【1単位のみで利用者15人の場合】 1人以上	複数単位がある場合には、単位ごとに記載すること。
	介護職員	利用者の数が15人までは1以上、利用者の数が15人を超える場合には前述の数に加え、利用者の数が1増すごとに0.2を加えた数以上	利用者数により変動	【1単位のみで利用者15人の場合】 1人以上	営業日あたりに最低基準となる介護職員数を記載すればよい（小数第1位まで記載する方法も可）。複数単位がある場合には、単位ごとに記載すること。
認知症対応型通所介護	機能訓練指導員	1以上	変動なし	1人以上	
	生活相談員	サービス提供時間に応じて1以上	変動なし	1人以上	
	看護職員・介護職員	1以上＋サービス提供時間に応じて1以上	変動なし	2人以上	
	機能訓練指導員	1以上	変動なし	1人以上	

小規模多機能型居宅介護	小規模多機能型居宅介護従業者	(通いサービス・訪問サービス) 常勤換算方法で利用者数に応じて3:1+常勤換算方法で1以上(宿泊サービス) 1人以上 従業者のうち看護職員1人以上	利用者数により変動	【通いサービス15人の場合】 (通いサービス・訪問サービス) 常勤換算方法で6人以上 (宿泊サービス) 1人以上 従業者のうち看護職員1人以上	常勤換算方法である旨を記載すること。 従業者のうち看護職員の内数を記載すること。
	介護支援専門員	1以上	変動なし	1人以上	
認知症対応型共同生活介護	介護従業者	(夜間・深夜以外の時間帯) 常勤換算方法で利用者数に応じて3:1 (夜間・深夜の時間帯) 1人以上	利用者数により変動	【2ユニットで利用者18人の場合】 常勤換算方法で8人以上	常勤換算方法である旨を記載すること。 夜間・深夜の時間帯以外で必要とされる数にユニット数を加えた数で足りるものとする。
	計画作成担当者	1以上	変動なし	1人以上	
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	医師	必要数	必要数	1人以上	
	生活相談員	1以上	変動なし	1人以上	
	介護職員・看護職員	常勤換算方法で利用者数に応じて3:1以上 うち看護職員1人以上	利用者数により変動	【利用者24人の場合】 介護職員：常勤換算方法で7人以上 (うち看護職員1人以上)	常勤換算方法である旨を記載すること。 看護職員の内数を記載すること。 併設施設との合計数で基準を確認する場合は、「併設施設との合計数を記載した上で、併設分を含む数である旨」または「併設施設との合計数から按分した数」を記載すればよい。
	栄養士・管理栄養士	1以上	変動なし	1人以上	
	機能訓練指導員	1以上	変動なし	1人以上	
	介護支援専門員	1以上	変動なし	1人以上	
看護小規模多機能型居宅介護	看護小規模多機能型居宅介護従業者	常勤換算方法で利用者数に応じて3:1+常勤換算方法で2以上 うち常勤換算方法で看護職員2.5以上	利用者数により変動	【通いサービス15人の場合】 (通いサービス・訪問サービス) 常勤換算方法で7人以上 (宿泊サービス) 1人以上 従業者のうち看護職員2.5人以上 (常勤換算方法)	常勤換算方法である旨を記載すること。 従業者のうち看護職員の内数を記載すること。
	介護支援専門員	1以上	変動なし	1人以上	
居宅介護支援	介護支援専門員	利用者の数が35又はその端数を増すごとに1	利用者数により変動	【利用者50人の場合】 2人以上	利用者に応じた数とすること。
	医師	必要数	必要数	1人以上	
介護老人福祉施設	生活相談員	入所者の数が100又はその端数を増すごとに1以上	変動なし	【利用者80人の場合】 1人以上	
	介護職員・看護職員	常勤換算方法で利用者数に応じて3:1以上 うち看護職員は常勤換算方法で利用者数に応じて変動	利用者数により変動	【利用者80人の場合】 介護職員・看護職員：常勤換算方法で27人以上 (うち看護職員が常勤換算方法で3人以上) または 介護職員：常勤換算方法で24人以上 看護職員：常勤換算方法で3人以上	常勤換算方法である旨を記載すること。 介護職員と看護職員の合計数を記載し、看護職員の内数を記載する方法と介護職員と看護職員を分割して記載する方法のどちらでもよい。 併設施設との合計数で基準を確認する場合は、「併設施設との合計数を記載した上で、併設分を含む数である旨」または「併設施設との合計数から按分した数」を記載すればよい。
	栄養士・管理栄養士	1以上	変動なし	1人以上	
	機能訓練指導員	1以上	変動なし	1人以上	
	介護支援専門員	1以上	変動なし	1人以上	
	医師	常勤換算方法で入所者の数を100で除して得た数以上	利用者数により変動	【利用者63人の場合】 常勤1人以上	
介護老人保健施設	薬剤師	相当数	相当数	【配置している場合】 1人以上	「相当数」という記載は不可。配置する場合は「1人以上(実態に合わせて1以上の数字でも可)」とし、配置しない場合は記載しないこと。
	看護職員・介護職員	常勤換算方法で利用者数に応じて3:1 うち看護職員7分の2、介護職員7分の5程度	利用者数により変動	【利用者63人の場合】 介護職員：常勤換算方法で15人以上 看護職員：常勤換算方法で6人以上 または 介護職員・看護職員：常勤換算方法で21人以上 (うち看護職員が常勤換算方法で6人以上)	常勤換算方法である旨を記載すること。 介護職員と看護職員を分割して記載する方法と介護職員と看護職員の合計数を記載し、看護職員の内数を記載する方法のどちらでもよい。
	支援相談員	1以上	変動なし	1人以上	
	理学療法士・作業療法士・言語聴覚士	常勤換算方法で入所者の数を100で除して得た数以上	利用者数により変動	【利用者63人の場合】 常勤換算方法で0.7人以上	常勤換算方法である旨を記載すること。
	栄養士・管理栄養士	1以上	変動なし	1人以上	
	介護支援専門員	1以上	変動なし	1人以上	
	調理員、事務員その他の従業者	相当数	相当数	【配置している場合】 1人以上	「相当数」という記載は不可。配置する場合は「1人以上(実態に合わせて1以上の数字でも可)」とし、配置しない場合は記載しないこと。

※基準上、配置が必須とされておらず、事業所・施設で配置していない職種については記載は不要です。(例：定員10人以下の地域密着型通所介護の看護職員など)
 ※記載例について、【】の文言は運営規程への記載は不要です。